

第438回南国市議会定例会会議録

第7日 令和6年12月19日 木曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
6番 山本康博	7番 斉藤喜美子
8番 杉本理	9番 丁野美香
10番 西山明彦	11番 神崎隆代
12番 植田豊	13番 西本良平
14番 山中良成	15番 岩松永治
16番 土居恒夫	17番 有沢芳郎
18番 前田学浩	19番 岡崎純男
20番 福田佐和子	21番 今西忠良

＊

欠席議員

5番 溝渕正晃

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	農林水産課長 川村佳史
農地整備課長 高橋元和	商工観光課長 山崎伸二
建設課長 橋詰徳幸	地籍調査課長 吉本晶先
都市整備課長 篠原正一	住宅課長 松岡千左
上下水道局長 濱田秀志	会計管理者兼 会計課長 竹村亜希子

福祉事務所長	天羽庸泰	教育長	竹内信人
参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員 事務局長	中村比早子	農業委員会 事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和6年12月19日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第2 議案第2号 令和6年度南国市一般会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和6年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第7号 令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 南国市公園条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第10 議案第10号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 市道の廃止について
- 第13 議案第13号 市道の認定について
- 第14 議案第14号 字区域の変更及び新たな字名の設定について
- 第15 議案第15号 普通財産の無償譲渡について
- 第16 議案第16号 南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第19号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第20号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第21号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 第20 議案第22号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第21 承認要求書
第22 議員派遣の件

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第22まで

議発第1号より議発第6号まで

-----*

午前10時2分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

-----*

議案第1号から議案第16号まで及び議案第19号から議案第22号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第16号まで及び議案第19号から議案第22号まで、以上20件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長斉藤喜美子議員。

-----*

令和6年12月17日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長

斉 藤 喜美子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認	原案を可決	適当と認める

	定について	すべきもの	
第 2 号	令和 6 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第 12 款公債費 第 2 条繰越明許費の補正 第 3 条債務負担行為の補正 第 4 条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 10 号	南国市税条例等の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 11 号	南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 15 号	普通財産の無償譲渡について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 19 号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 20 号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改 正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 21 号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一 部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 22 号	南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔 7 番 齊藤喜美子議員登壇〕

○ 7 番（齊藤喜美子） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

第438回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第9号から議案第11号まで、議案第15号、議案第19号から議案第22号までの10件であります。去る17日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、香美郡殖林組合の解散に伴い、同組合の事務を構成市で按分して承継したことから、令和5年度香美郡殖林組合一般会計の決算について、地方自治法施行令の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであり、適当と認め、認定すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和6年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は13億9,170万1,000円の増額で、その所要一般財源は5億707万4,000円であり、市民税5,000万円、固定資産税5,000万円、財政調整基金繰入金4億593万9,000円ほか3件を増額計上し、補正財源とするものであります。

歳出で主なものは、人件費関係では、退職手当以外の人件費2億6,434万6,000円を増額計上、総務費関係では、国・県支出金返還金1,259万8,000円を増額計上し、消防費関係では、防災費1億532万4,000円及び住宅耐震対策促進事業費1億2,118万2,000円を増額計上しております。

繰越明許費では、十市・稲生保育園建設事業費1億6,814万1,000円、市単独土地改良事業費3,200万円、市単独道路新設改良事業費2,400万円、社会資本整備総合交付金事業費4億6,575万5,000円、道路更新防災等対策事業費8,640万円、防災費1億400万円、幼稚園管理費4,100万円ほか4件を追加し、連続テレビ小説を生かした観光振興事業費を252万2,000円増額変更するものです。

債務負担行為では、十市・稲生保育園統合高台移転整備事業基本・実施設計策定業務委託に係る限度額4,770万円、連続テレビ小説を生かした観光誘客業務委託に係る限度額2,767万8,000円、公立学校情報機器購入費に係る限度額2億2,000万円及び地域交流センターホール設備管理等業務委託に係る限度額1,045万6,000円を追加し、給食センター調理等業務委託に係る期間を令和7年度から令和11年度までに変更するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましても、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、南国市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市税条例等の一部を改正する条例につきましても、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、法律の引用条項について条項ずれが生じることから、南国市税条例等の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましても、国家公務員における特殊勤務手当の規定に準じ、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場所における救助活動等に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号普通財産の無償譲渡についてにつきましても、昭和20年勅令第542号ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令第2条の規定により、南国市に帰属させた土地について、従前から管理をしてきた上唾内部落自治会に無償譲渡するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、南国市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数の合計を、再任用職員以外の職員にあつては0.1月分、再任用職員にあつては0.05月分引き上げること及び給料表を改定するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、市議会議員の期末手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

議案第21号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しま

した。

最後に、議案第22号南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、南国市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長丁野美香議員。

＊

令和6年12月17日

南国市議会議長 岩松永治様

産業建設常任委員長

丁野美香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第2号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第6号	令和6年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第7号	令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決	やむを得ない

		すべきもの	ものと認める
第 8 号	南国市公園条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 2 号	市道の廃止について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 3 号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 4 号	字区域の変更及び新たな字名の設定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 6 号	南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者の指 定について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

*

〔9 番 丁野美香議員登壇〕

○9 番（丁野美香） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 2 号、議案第 6 号から議案第 8 号まで、議案第 12 号から議案第 14 号まで、議案第 16 号の 8 件であります。去る 17 日に委員会を開催し、副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 2 号令和 6 年度南国市一般会計補正予算第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 6 款農林水産業費、第 7 款商工費、第 8 款土木費につきまして、主なものは、農林水産業費関係では、農地一般管理費 2,463 万 8,000 円を増額計上し、商工費関係では、連続テレビ小説を生かした観光振興事業費 376 万 7,000 円を増額計上し、土木費関係では、社会資本整備総合交付金事業費 1 億 1,400 万円を増額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 号令和 6 年度南国市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益を 186 万 1,000 円増額し、水道事業費用を 3,221 万 1,000 円増額するものであります。また、資本的支出におきまして、整備拡張工事費を 182 万 9,000 円増額するものであります。審査の結果、やむを得ないと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出におきまして、制度改定による給料の増額等に係る下水道事業費を196万円増額し、資本的支出におきまして、制度改定による給料の増額に係る建設事務費を14万3,000円増額するものであります。また、特例的収入及び支出といたしまして、農業集落排水事業の公営企業会計への移行に伴う未収金281万2,000円及び未払金999万4,000円を計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号南国市公園条例の一部を改正する条例につきましては、換地処分に伴う篠原地区1号街区公園及び篠原地区2号街区公園の位置の表記の変更を行うこと並びに新たにヌメル広場を一般公園等として追加することから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号市道の廃止についてにつきましては、能間東1号線は、都市計画法第29条による開発に係る延伸に伴う終点の変更が必要であることから、一度廃止するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号市道の認定についてにつきましては、三和小南6号線は、国営圃場整備事業による整備に当たって、市道として認定するもので、能間東1号線は、都市計画法第29条による開発に係る延伸に伴う終点の変更が必要であることから、一度廃止した後、再度認定するものであります。また、後免踏切西2号線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。去る16日に現地調査を担当課長立会いの下で行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号字区域の変更及び新たな字名の設定についてにつきましては、国営高知南国地区圃場整備事業の施行による区画形質の変更に伴い、事業施行地区内の字区域の変更及び新たな字名の設定を行う必要が生じたことから、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第16号南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者の指定についてにつきましては、ものづくりファクトリー一部分を除く南国市ものづくりサポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため、公募を実施し、候補者の選定を行った結果「株式会社海洋堂高知」を候補者として選定し、同社を指定管理者として指定するに当たって、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長杉本理議員。

＊

令和6年12月17日

南国市議会議長 岩松永治様

教育民生常任委員長
杉本理

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第2号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第3号	令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第5号	令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号から議案第5号ま

での4件であります。去る12月17日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号令和6年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

主な内容は、民生費関係では、障害者自立支援給付事業費2億3,619万9,000円及び民営保育所等費1億4,274万8,000円を増額計上し、衛生費関係では、し尿処理施設運営事業費705万6,000円を増額計上し、教育費関係では、小学校管理費（学校総務）961万8,000円及び小学校教育振興費（学校教育）813万7,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は738万5,000円を増額計上であり、歳入では、一般会計繰入金738万5,000円を増額計上し、歳出においては、国民健康保険職員人件費635万円、国民健康保険一般管理費53万5,000円、賦課徴収費50万円及び保険給付費等交付金償還金57万9,000円を増額計上し、財政調整基金積立金57万9,000円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は6,606万円の増額計上であり、歳入では、主なものは国庫支出金2,021万7,000円、支払基金交付金1,861万6,000円、県支出金1,005万9,000円、基金繰入金1,613万8,000円を増額計上するもので、歳出においては、賦課徴収費32万5,000円、認定調査等費100万円、保険給付費6,800万円及び地域支援事業費843万1,000円を増額計上し、介護保険職員人件費986万円及び介護保険一般管理費183万6,000円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第5号令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は2,535万1,000円を増額計上であり、歳入では、主なものは後期高齢者医療保険料2,419万5,000円、一般会計繰入金145万7,000円を増額計上し、保険料還付金35万円を減額計上するもので、歳出においては、後期高齢者医療保険職員人件費145万6,000円及び後期高齢者医療広域連合納付金2,424万5,000円を増額計上し、還付金35万円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は認定することに決しました。

次に、議案第2号から議案第7号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第7号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第16号まで及び議案第19号、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第16号まで及び議案第19号、以上10件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第21、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

令和6年12月19日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長 斉藤喜美子

産業建設常任委員長 丁野美香

教育民生常任委員長 杉本理

議会運営委員長 今西忠良

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおりに決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおりに派遣することに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

議発第1号から議発第6号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発第1号から議発第6号まで、以上6件の意見書等が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

南国市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	土居恒夫
賛成者	〃	植田豊
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	西山明彦
〃	〃	今西忠良
〃	〃	杉本理
〃	〃	丁野美香
〃	〃	山中良成
〃	〃	有沢芳郎

南国市議会議長 岩松永治様

.....
議発第1号

南国市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

南国市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南国市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

—*—

議発第2号

精神障害者に対する福祉医療費助成制度の早期創設を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	齊 藤 喜美子
賛成者	〃	植 田 豊
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	齊 藤 正 和
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	土 居 恒 夫

賛成者	南国市議会議員	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第2号

精神障害者に対する福祉医療費助成制度の早期創設を求める意見書

平成5年に改正された障害者基本法では、これまで医療の対象であった精神障害者が、身体・知的障害者と同様に、障害者福祉の対象と位置づけられ、国や地方自治体の福祉施策を整備する根拠となりました。これにより、身体・知的・精神障害の3障害が一元化されており、自立支援助成制度が創設されました。

一方で、医療費の自己負担分を助成する市町村の独自制度である福祉医療費助成制度・重度心身障害者医療費助成制度は、身体・知的障害には適用されていますが、精神障害には適用されていないところが多く、それどころか、高知県は、精神科医療の通院・入院費及び精神科以外の一般医療の通院・入院費に対する福祉医療費助成制度が一切実施されていない都道府県（四国4県と他2県）の中に入っています。

精神障害者の収入の柱である障害基礎年金では、日々の生活維持すらままならず、就労も困難な状況にある適格者は病院にかかることを控えているのが現状で、適格者並びに家族にとっては制度の早期創設は切実な願いであります。

よって、本市議会は高知県に対し、次の項目の実現を求めます。

記

1. 精神障害者の精神科通院・入院と一般医療の通院・入院においても、福祉医療費助成制度・重度心身障害者医療費助成制度を拡充すること。
2. 福祉医療費助成制度・重度心身障害者医療費助成制度の拡充後は、精神障害者保健福祉手帳1級のみならず、3級までを対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

＊

議発第3号

防災・減災、国土強靱化の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	齊 藤 喜美子
賛成者	〃	植 田 豊
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	齊 藤 正 和
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩松 永治 様

.....
議発第3号

防災・減災、国土強靱化の拡充を求める意見書

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化しているほか、本年1月に最大震度7を観測し甚大な被害をもたらした能登半島地震では、家屋の倒壊や火災、津波、土砂崩れなどで多くの方がお亡くなりになるとともに、地盤の液状化や隆起等により、道路や港湾、上下水道等のインフラ施設にも大規模な被害が発生した。加えて、山がちな半島部では道路の寸断により集落の孤立が相次ぎ、救助活動や救援物資の輸送が難航したところである。

切迫する南海トラフ地震への備えが急務となっている本県においては、能登地域と同様に半島地形や中山間地域に集落が点在するなど共通点も多いことに加え、本年4月に最大震度6弱を観測した豊後水道を震源とする地震が発生し、県民の地震や津波に対する危機感が一層高まっている。

また、道路、河川、港湾等のインフラ施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後老朽化が進行し、修繕の必要な施設が急増することから、不具合が生じてから対策を行う事後保全型から脱却し、戦略的な維持管理・更新に向け、長寿命化計画に基づく予防保全型インフラメンテナンスへの移行を推進していく必要がある。

政府は、今年閣議決定した骨太の方針において、改正国土強靱化基本法に基づき法定化された「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、今年度の早期に策定に取りかかることを示したところである。

このような中、本県においても、今後想定される南海トラフ地震など大規模災害から県民生活や地域社会を守り、活力ある地域づくりを進めるため、災害に強い強靱な県土づくりに取り組んでおり、国による令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も、切れ目なく各分野における対策を着実に推進していく上で、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国においては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1. 昨今の自然災害の激甚化・頻発化や、加速度的に進行するインフラ施設の老朽化を踏まえ、5か年加速化対策終了後も中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靱化の取組みを安定的・継続的に推

進できるよう、「国土強靱化実施中期計画」を速やかに策定し、必要かつ十分な予算を確保すること。

2. 「国土強靱化実施中期計画」の策定に当たっては、能登半島地震の検証を踏まえた地震・津波対策の強化に加え、長年の懸案事項に対する地方の意見を十分に反映し、「防災対策等としてのトンネル整備・改築に係る個別補助制度の創設」「河川管理施設の老朽化対策に係る採択要件の緩和」など、補助制度の創設・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
国 土 交 通 大 臣	中 野 洋 昌 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣	
・ 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防 災)	坂 井 学 様

＊

議発第4号

安心できる年金制度への改善を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐 和 子
賛成者	〃	岡 崎 純 男
	〃	西 本 良 平
	〃	丁 野 美 香

賛成者	南国市議会議員	有 沢 芳 郎
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第4号

安心できる年金制度への改善を求める意見書

国民全ての高齢期の生活を支えるために、公的年金制度があります。しかし、現状は老齢基礎年金のみの方は満額でも月6万8,000円程度であり、この少ない年金から医療・介護保険料が天引きされ、とても生活できる金額ではありません。さらに2024年度改定で年金額は1.9%プラスになったものの、全国消費者物価指数は前年度8.9%上昇、食料品のみだと19%上昇と、全く物価上昇に追いついておらず、年金受給者の生活は苦しくなるばかりです。これは物価や賃金が上昇しても、マクロ経済スライドが年金額の改定を抑制する仕組みとなっているからです。年金はそのほとんどが消費に回っており、高齢者の購買力の低下は地域経済にも大きな影響を与えています。

よって、国におかれては、安心できる年金制度へ改善されるよう、以下のことを求めます。

記

1. 物価上昇を上回る支給額に引き上げること。

2. 国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。
3. 年金支給を隔月ではなく、国際標準である毎月支給にすること。
4. 年金積立金を生かして、年金保険料の軽減や年金給付の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 様

—————

議発第5号

中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	岡 崎 純 男
	〃	西 本 良 平
	〃	丁 野 美 香
	〃	有 沢 芳 郎
	〃	植 田 豊
	〃	芥 藤 喜美子
	〃	前 田 学 浩
	〃	西 山 明 彦
	〃	芥 藤 正 和
	〃	溝 渕 正 晃
	〃	山 本 康 博

賛成者	南国市議会議員	西内俊二
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第5号

中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書

国内農業を支えているのは、中山間地域・農村の農業者です。

しかし、高齢化や後継者難などで営農が難しい状況にあり、農業だけでは生活ができない現状に陥っています。

農林水産省は、来年度予算に向けて「中山間地域等直接支払制度」の「集落機能強化加算」を基本的に廃止することを明らかにしていますが、中山間地域等の農業を維持するために、営農以外の視点も含めた集落機能の強化が近年ますます重要になっています。

また、気候変動によって雑草の繁殖がひどく、その対策は担い手不足もあり大きな負担となっています。これに耕起まで「義務」づけられると、組織の維持そのものも困難になることが懸念されます。

よって、国におかれては、「中山間地域等直接支払制度」の「第6期対策（令和7～11年度）」では、今後の農村対策として、農業以外の視点も踏まえ、地域コミュニティ機能の維持や強化を推進することや、実態を考慮した上での制度の継続と基礎ベースの拡充を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

南 国 市 議 会

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
総務大臣	村上誠一郎様

財 務 大 臣 加 藤 勝 信 様
農 林 水 産 大 臣 江 藤 拓 様

＊

議発第6号

高等教育の無償化を段階的に進めるよう求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

議発第6号

高等教育の無償化を段階的に進めるよう求める意見書

日本は、高等教育における公費投入がG20諸国で最下位クラスとなっています。1971年に1万2,000円だった国立大学の学費は、その後急上昇を続け、今や53万6,000円となっています。入学金も重い負担です。高等教育における私費負担割合は、64%に達し、経済協力開発機構（OECD）平均30%の倍以上です。

また、学生が利用できる奨学金は貸与制が中心で、半分は有利子のものです。2022年度は、学生の2人に1人が平均で約300万円の奨学金の給付を受けている状況で、その返済が卒業後の生活や将来の重荷になっています。日本学生支援機構による貸付けは、628万人（無利子、有利子の延べ人数）、総額9兆4,000億円にもなっています。

国際人権規約は、高等教育における「無償教育の漸進的導入」をうたい、学費を値下げし、無償化に進むことを世界的標準と位置づけています。日本政府も2012年に同規定への保留を撤回しています

が、学費の値下げと奨学金の抜本拡充は進んでいません。

よって、国におかれては、日本国憲法第26条に定められた教育を受ける権利を全ての国民に保障するために、以下のとおり高等教育の無償化を段階的に進めるよう求めます。

記

1. 国の助成で、直ちに国公立全ての授業料を半額にすること。
2. 大学・短大・専門学校の入学金をなくすために、必要な措置を講じること。
3. 成績や世帯人数などの「条件つき」ではない給付型奨学金を創設すること。
4. 国が支援し、貸与奨学金の返済を半額にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様
文 部 科 学 大 臣	あ べ 俊 子 様

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上6件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、議発第1号から議発第6号まで、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました6件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第3号まで、以上3件を一括採決いたします。以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第3号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第6号は否決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第438回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前10時32分 閉会